

鳥取県ではご家庭の照明器具をLED照明器具に買換える世帯に

購入金額に応じて最大10,000円を補助します。

購入時に商品代金から値引きします!

鳥取県民限定

買換えは
今が
チャンス

鳥取県

LED
照明器具

買換え

応援キャンペーン

補助期間 2026年12月31日(木)まで

購入した登録販売店を通じて値引きいたします

対象

県内住居に居住する者であって、照明器具をLED照明器具に買換える世帯

※法人、個人事業主等の事業活動を行う者は対象外です。

〔補助額〕

対象製品の価格 税抜	値引き額 (補助金の額)
2,000円から3,999円	1,000円
4,000円から5,999円	2,000円
6,000円から7,999円	3,000円
8,000円から9,999円	4,000円
10,000円から11,999円	5,000円

対象製品の価格 税抜	値引き額 (補助金の額)
12,000円から13,999円	6,000円
14,000円から15,999円	7,000円
16,000円から17,999円	8,000円
18,000円から19,999円	9,000円
20,000円以上	10,000円

※値引きは製品価格のみに適用し、工事費等には適用しません。
※対象者の申請は1回限りで、補助金の上限は10,000円までとします。
※補助金額は、製品ごとに補助額を算出し合算して算定します。

お近くの登録販売店は
こちらから検索できます!



LED照明に変えるとこんなに良いことが!

1

蛍光灯シーリング
ライトに比べ

約50%も

消費電力を抑えられます。

2

蛍光灯シーリング
ライトに比べ

年間2,053円

電気代がお得

(1日5~6時間点灯した場合)

3

消費電力を
抑えることで

温室効果
ガス削減

にも繋がります。

出典:一般財団法人 家電製品協会「スマートライフおすすめBook2025」

プロモーション協力:新日本海新聞社

トットリポ-ン!

お問い合わせ

鳥取県LED買換え応援コールセンター



050-3515-5829

キャンペーンサイトはこちら▶

この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。



対象製品

資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の「照明器具」製品に掲載され、目標基準年度(2020年)を達成しているLED照明器具。ただし、容易に持ち運びが出来るデスクライト等は除く。



・対象商品の一例



補助の流れ



対象者
照明器具を買換える
県内在住世帯

規約の同意と
対象のLED照明器具
の購入



製品価格から
値引き



LED照明器具
販売店
(登録販売店)



事務局

※本補助金は、1世帯につき1回限り申請可能です。
なお、照明器具については、1回の申請内で複数台の申請が可能です。
※補助金は、登録販売店で、購入のみ適用となります。
※登録販売店は、キャンペーンサイトからご確認ください。

期間 2026年

3月27日(金)~12月31日(木)

購入の際に必要なこと

証明写真の添付

ご自宅の買換え前の照明器具が設置されている状態の画像をご用意ください。



本人確認書類 (住所記載のもの)

ご購入の際は、本人確認書類をご持参ください。



同意書の記入

ご購入の際は、同意書の記入が必要になります。



省エネLED照明買換えキャンペーンQ&Aコーナー

Q キャンペーン実施期間前に購入したのも対象になりますか。

A 対象外です。キャンペーン期間内に登録店舗で既存の照明器具をLED照明器具へ買換えをする場合が対象となります。

Q 3人家族です。期間中に3名分の値引きを受けることができますか？

A いいえ。補助対象は世帯となるため、1世帯に1回の値引きを受けることができます。



Q 店舗での本人確認時に、本人確認書類の指定がありますか？

A 公的機関が発行した住所のわかるもの(マイナンバーカード、免許証など)を購入の際にお持ちください。

Q どこで購入してもよいのでしょうか？

A 本事業の登録店舗での購入であることが要件です。登録店一覧はキャンペーンサイト(チラシ表面の二次元コード参照)からご確認ください。

登録店舗募集中

募集期間は2026年11月末まで!

ご応募は、キャンペーンサイトから



■販売店の登録要件

- ・県内に所在する実店舗(営業所等を含む。)であること。(EC店舗等は対象外とする。)
- ・省エネラベルの表示等により、顧客に省エネ性能等について適切に案内すること。
- ・事業実施に必要な手続きを行うこと。
- ・不正が疑われる事案等を知った際は、速やかに事務局等に報告すること。
- ・事業実施に関する法令、条例等(廃棄物処理法、行政書士法等)を順守すること。